

「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編 新旧対照表 (傍線は改定箇所)

現行						改定案						備考								
第1章 総則						第1章 総則						市全域について、建築基準法第39条第1項の災害危険区域の指定が解除されたことにより、対象とする区域から除外します。  令和2年6月公布（令和4年4月1日施行）の法改正に伴い、行の表題「8 災害危険区域」を、「8 災害危険区域等」に変更します。 また、「8 災害危険区域等」について、自己業務用の建築物、自己用の第一種及び第二種特定工作物を適用対象に追加します。								
1~2 (略)						1~2 (略)														
3 適用の原則						3 適用の原則														
開発許可の基準は、法第33条に規定する基準のほか、この基準に従うものとする。																				
なお、自己の居住用又は自己の業務用で、法第33条に規定する基準の適用を受けない開発行為についても、この基準に従うよう努めること。																				
【解説】																				
開発許可に際しては、開発行為が次の基準に適合していることが必要です。また、開発許可の基準は、開発行為の目的、面積、非自己用・自己用の別により適用条文が異なっています。																				
ア～キ (略)																				
ク 開発区域に災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）又は土砂災害特別警戒区域を含まないこと。																				
ケ～タ (略)																				
○基準の適用区分																				
技術基準 (数字は法33条1項該当号数)		建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物		技術基準 (数字は法33条1項該当号数)		建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物						
非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用					
1 用途地域適合	○	○	○	○	○	○	○	1 用途地域適合	○	○	○	○	○	○	○					
2 道路等空地	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○	2 道路等空地	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○					
3 排水施設	○	○	○	○	○	○	○	3 排水施設	○	○	○	○	○	○	○					
4 給水施設	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○	4 給水施設	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○					
5 地区計画等	○	○	○	○	○	○	○	5 地区計画等	○	○	○	○	○	○	○					
6 公共公益施設	○	開発行為の 目的に照ら し判断	○	開発行為の 目的に照ら し判断	○	開発行為の 目的に照ら し判断	○	6 公共公益施設	○	開発行為の 目的に照ら し判断	○	開発行為の 目的に照ら し判断	○	開発行為の 目的に照ら し判断	○					
7 防災安全施設	○	○	○	○	○	○	○	7 防災安全施設	○	○	○	○	○	○	○					
8 災害危険区域	○	×	○	×	○	×	○	8 災害危険区域等	○	居住用× 業務用○	○	○	○	○	○					
9 樹木・表土	○	○	○	○	○	○	○	9 樹木・表土	○	○	○	○	○	○	○					
10 緩衝帯	○	○	○	○	○	○	○	10 緩衝帯	○	○	○	○	○	○	○					
11 輸送施設	○	○	○	○	○	○	○	11 輸送施設	○	○	○	○	○	○	○					
12 資力・信用	○	居住用× 業務用小× 業務用大○	○	小規模× 大規模○	○	小規模× 大規模○	○	12 資力・信用	○	居住用× 業務用小× 業務用大○	○	小規模× 大規模○	○	小規模× 大規模○	○					
13 施工者能力	○	居住用× 業務用小× 業務用大○	○	小規模× 大規模○	○	小規模× 大規模○	○	13 施工者能力	○	居住用× 業務用小× 業務用大○	○	小規模× 大規模○	○	小規模× 大規模○	○					
14 権利者同意	○	○	○	○	○	○	○	14 権利者同意	○	○	○	○	○	○	○					
(以下略)																				

現行	改定案	備考
<p><b>技術基準編 第9章 法第33条第1項8号に規定された区域に関する基準</b></p> <p><b>【法律】</b> <b>(開発許可の基準)</b></p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築<u>又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設</u>の用に供する目的で行う開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p><b>【政令】</b> <b>(開発行為を行うのに適当でない区域)</b></p>	<p><b>技術基準編 第9章 法第33条第1項8号に規定された区域に関する基準</b></p> <p><b>【法律】</b> <b>(開発許可の基準)</b></p> <p>第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域<u>及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）</u>その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p><b>【都市再生特別措置法等の一部を改正する法律】（抄）</b> <b>（都市計画法の一部改正）</b></p> <p><b>第二条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。</b></p> <p><b>略</b></p> <p><b>第三十三条第一項第一号イ中「特定用途制限地域」の下に「、居住環境向上用途誘導地区」を、「第四十九条の二」の下に「、第六十条の二の二第四項」を加え、同項第八号中「又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設」を削り、「土砂災害特別警戒区域」の下に「（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）」を加える。</b></p> <p><b>略</b></p> <p><b>附則（令和2年6月10日法律第43号）（抄）</b> <b>（施行期日）</b></p> <p><b>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中都市再生特別措置法第八十八条に一項を加える改正規定並びに同法第九十条及び第九十一条の改正規定、第二条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える改正規定並びに同条第十一号及び第十二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</b></p> <p><b>（都市計画法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第三条 附則第一条ただし書に規定する改正規定（第二条に係る部分に限る。）の施行の日前に都市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定によりされた許可の申請であつて、当該改正規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の都市計画法第三十三条第一項第八号（都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。</b></p> <p><b>【政令】</b> <b>(開発行為を行うのに適当でない区域)</b></p>	<p>令和2年6月公布 (令和4年4月施行)の法改正に伴い削除します。</p> <p>令和3年5月公布 (令和3年11月施行)の法改正に伴い浸水被害防止区域が追加されました。</p> <p>令和2年6月公布 (令和4年4月施行)の法改正に伴い、附則第3条の補足として法文第2条を明記します。</p> <p>令和2年6月公布 (令和4年4月施行)の法改正に伴い、附則を追加します。</p>

現行	改定案	備考
<p>第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、<u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域とする。</u></p> <p><b>1 法第33条第1項第8号に規定された区域</b></p> <p>法第33条第1項第8号の規定により、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築<u>又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的以外で行う</u>開発行為にあっては、原則として、開発区域内に土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこととする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>1 横浜市においては、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域は指定されていません。よって、法第33条第1項第8号に規定された区域うち、<u>災害危険区域</u>、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が対象となります。</p> <p>なお、本市では、神奈川県が指定する急傾斜地崩壊危険区域と同一区域を建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域としていますが、横浜市の18区のうち、<u>土砂災害特別警戒区域の指定が完了した区</u>については、<u>急傾斜地崩壊危険区域の有無にかかわらず、市長が告示により災害危険区域から除く区域</u>としています。</p>	<p>第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、<u>急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域をいう。第二十九条の七及び第二十九条の九第三号において同じ。）</u>とする。</p> <p><b>1 法第33条第1項第8号に規定された区域</b></p> <p>法第33条第1項第8号の規定により、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築<u>を目的とした開発行為以外の</u>開発行為にあっては、原則として、開発区域内に土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこととする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>1 横浜市においては、<u>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第39条第1項の災害危険区域</u>、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域<u>及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第56条第1項の浸水被害防止区域</u>は指定されていません。よって、法第33条第1項第8号に規定された区域うち、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が対象となります。</p> <p>2 令和2年6月の都市計画法の改正により、本規定の適用対象に、「<u>自己の業務用の建築物の建築</u>」及び「<u>自己の業務用の特定工作物の建設</u>」の用に供する目的で行う開発行為が新たに追加されました。</p> <p>このため、令和4年4月1日以降に、法第29条に基づく開発許可の申請及び法第33条第1項第8号の規定に係る法第35条の2に基づく変更許可の申請を行う場合には、本規定が適用されます。</p>	<p>令和2年11月公布（令和4年4月施行）の政令改正内容を記載します。</p> <p>令和2年6月公布（令和4年4月施行）の法改正に伴い、自己業務用の施設を目的とした開発行為が規制の対象になります。</p> <p>本市における土砂災害特別警戒区域の指定完了に伴い、令和3年5月に市全域について災害危険区域の指定が解除されたことにより、対象とする区域から除外します。また、浸水被害防止区域の指定状況について記載します。</p> <p>令和2年6月公布（令和4年4月施行）の法改正に基づき、本規定の適用対象を追加します。また、附則の第3条に基づく経過措置の解説を加えます。</p>

現行	改定案	備考
<p><b>2 法第33条第1項第8号ただし書に関する基準</b></p> <p>法第33条第1項第8号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるとき」とは、次の各号に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 土砂災害特別警戒区域内の土地を含む場合 略</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>1 <u>土砂災害特別警戒区域内の開発行為にあっては、開発許可申請の図書に、神奈川県の土砂災害特別警戒区域の指定が解除される手続きの土地利用計画図及び造成計画平面図を添付してください。また、変更を生じた場合は、すみやかにその図面を添付してください。</u></p> <p>2 開発区域と神奈川県の土砂災害特別警戒区域の指定が解除される手続きの区域は、原則として同一としてください。</p> <p>3 (1)アに規定するただし書を適用する場合、開発区域内の土地において、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みがあることが必要です。</p> <p>4 (1)イただし書に規定する土地は、建築物の敷地、公共施設又は公益的施設の用に供される土地等とすることができます。</p> <p>5 (1)イただし書に規定する「施工の関係上やむを得ず生じる造成工事等を行う土地」は、待ち受け擁壁等の対策施設の背面から2m程度の範囲の土地です。</p>	<p><b>2 法第33条第1項第8号ただし書に関する基準</b></p> <p>法第33条第1項第8号ただし書に規定する「開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるとき」とは、原則として、次の各号に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 土砂災害特別警戒区域内の土地を含む場合 略</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>1 (1)に規定する「土砂災害特別警戒区域内の土地を含む場合」について、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される手続きは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第10条第1項に基づく特定開発行為の許可と「土地形状の変更等に伴う土砂災害警戒区域の指定の解除に関する要望書（以下、「要望書」という。）」の提出があります。土砂災害特別警戒区域の位置及び指定解除の手続については、神奈川県横浜川崎治水事務所（以下「神奈川県」という。）へお問い合わせください。</p> <p>2 (1)アについて、開発区域と神奈川県の土砂災害特別警戒区域の指定が解除される手続きの区域は、原則として同一としてください。なお、開発許可申請の図書のうち、造成計画平面図に土砂災害特別警戒区域の位置を記入してください。</p> <p>3 (1)アに規定するただし書を適用する場合であっても、開発区域内の土地において、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みがあることが必要です。</p> <p>4 (1)イに規定する「開発区域内の土地において、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みがあること」とは、特定開発行為の許可の場合は当該許可書、要望書の提出の場合は当該要望書に対する通知書の交付を指します。なお、開発許可を受けるためには、事前に特定開発行為の許可書又は要望書の通知書の交付を受け、許可書又は要望書の通知書の写しを本市に提出することが必要です。</p> <p>5 (1)イただし書に規定する土地は、建築物の敷地、公共施設又は公益的施設の用に供される土地等とすることができます。</p> <p>6 (1)イただし書に規定する「施工の関係上やむを得ず生じる造成工事等を行う土地」は、待ち受け擁壁等の対策施設の背面から2m程度の範囲の土地です。</p>	<p>「開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるとき」とは、原則として、次の各号に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 土砂災害特別警戒区域内の土地を含む場合 略</p> <p>【解説】</p> <p>1 (1)に規定する「土砂災害特別警戒区域内の土地を含む場合」について、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される手続きは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第10条第1項に基づく特定開発行為の許可と「土地形状の変更等に伴う土砂災害警戒区域の指定の解除に関する要望書（以下、「要望書」という。）」の提出があります。土砂災害特別警戒区域の位置及び指定解除の手続については、神奈川県横浜川崎治水事務所（以下「神奈川県」という。）へお問い合わせください。</p> <p>2 (1)アについて、開発区域と神奈川県の土砂災害特別警戒区域の指定が解除される手続きの区域は、原則として同一としてください。なお、開発許可申請の図書のうち、造成計画平面図に土砂災害特別警戒区域の位置を記入してください。</p> <p>3 (1)アに規定するただし書を適用する場合であっても、開発区域内の土地において、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みがあることが必要です。</p> <p>4 (1)イに規定する「開発区域内の土地において、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みがあること」とは、特定開発行為の許可の場合は当該許可書、要望書の提出の場合は当該要望書に対する通知書の交付を指します。なお、開発許可を受けるためには、事前に特定開発行為の許可書又は要望書の通知書の交付を受け、許可書又は要望書の通知書の写しを本市に提出することが必要です。</p> <p>5 (1)イただし書に規定する土地は、建築物の敷地、公共施設又は公益的施設の用に供される土地等とすることができます。</p> <p>6 (1)イただし書に規定する「施工の関係上やむを得ず生じる造成工事等を行う土地」は、待ち受け擁壁等の対策施設の背面から2m程度の範囲の土地です。</p> <p>「開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるとき」に該当する各号を原則として規定します。</p> <p>神奈川県における土砂災害特別警戒区域の解除に係る手續及び問合せ先を周知します。</p> <p>「公用文における漢字使用等」に沿って修正します。</p> <p>土砂災害特別警戒区域の位置を記載する図面を明確にします。</p> <p>(1)アに規定するただし書の適用の有無によらず、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みが必要であるため、文言を追加し明記します。</p> <p>「土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みがあること」の要件を示し、開発許可を受けるための提出書類を明記します。</p> <p>号ずれ。</p> <p>号ずれ。</p>

現行	改定案	備考
<p><u>6</u> (1)イただし書の「造成工事等」とは、造成工事又は埋戻し工事をいい、「施工の関係上やむを得ず発生する造成工事等」には、盛土工事を含みません。</p> <p><u>7</u> 開発許可の工事完了届書の提出前までに、開発区域について土砂災害特別警戒区域の指定が解除される計画とするよう努めてください。解除が間に合わない場合には、土地利用計画図に、「開発行為の完了時において、土砂災害特別警戒区域の指定が解除されません。」と記載してください。</p> <p><u>8</u> 開発行為の完了公告後、土砂災害特別警戒区域の指定が解除されておらず、かつ、当該区域がかかる建築物は、建築基準法施行令第80条の3の構造規制の適用を受ける場合があります。</p> <p><u>9</u> 土砂災害特別警戒区域の基礎調査結果が公表された土地で、当該区域の指定前に開発許可申請を行い、かつ着工する場合においても、土砂災害特別警戒区域の指定が解除される見込みがある計画とするよう努めてください。</p> <p><u>10</u> 待ち受け擁壁の設置など、土砂災害特別警戒区域の一部について指定が解除されるための対策工事を行う場合は、崖崩れが生じた場合の維持管理に関する図書を開発許可申請書に添付してください。</p>	<p><u>7</u> (1)イただし書の「造成工事等」とは、造成工事又は埋戻し工事をいい、「施工の関係上やむを得ず発生する造成工事等」には、盛土工事を含みません。</p> <p><u>8</u> 工事完了届出書に、特定開発行為に関する対策工事等の検査済証の写し又は要望書に対する解除の見込みに関する通知書の写しを添付してください。なお、前述の書類の交付が工事完了届出書提出後となる場合は、開発行為に関する工事の検査済証の交付前に提出してください。</p> <p><u>9</u> 開発行為の完了公告後、土砂災害特別警戒区域の指定が解除されておらず、かつ、当該区域がかかる建築物は、建築基準法施行令第80条の3の構造規制の適用を受ける場合があります。</p> <p><u>10</u> 土砂災害防止法では、特定開発行為の許可を受けた開発区域内の土地において、特定開発行為の対策工事等の完了の公告があるまでの間は、特定予定建築物（同法第11条第1項第2号に規定）を建築してはならないと規定されています。このため、特定予定建築物に該当する場合は、本市における都市計画法の建築制限等の解除に関する基準に該当しても当該建築物の建築ができませんので、ご注意ください。</p> <p><u>11</u> 計画内容を変更する場合は、神奈川県と事前に協議してください。なお、特定開発行為の変更許可を受けた場合は当該変更許可書の写しを本市に提出してください。</p>	号づれ。 特定開発行為に関する対策工事等の検査済証等の写しの提出時期を明記します。
(2) 急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含む場合 略 【解説】  <u>1</u> 急傾斜地法第7条による許可を得て、その許可書の写しを開発許可申請書に添付してください。	(2) 急傾斜地崩壊危険区域内の土地を含む場合 略 【解説】  <u>1</u> 開発許可申請の図書のうち、造成計画平面図に急傾斜地崩壊危険区域の位置を記入して下さい。  <u>2</u> 急傾斜地法第7条による許可を得て、その許可書の写しを開発許可申請書に添付してください。	号づれ。 市内全域に土砂災害特別警戒区域が指定されたため削除します。 対策工事である待受け擁壁については、神奈川県が審査を行っているため、削除します。 土砂災害防止法における建築制限の解除に関する規定がないことを周知及び注意喚起のため明記します。 計画内容を変更する場合、神奈川県と事前に協議することを周知し、特定開発行為の変更許可を受けた場合に、本市へ提出する書類を明記します。 急傾斜地崩壊危険区域の位置を記載する図面を明確にします。
		号づれ。

現行	改定案	備考
<p>2 急傾斜地崩壊危険区域内の開発行為にあっては、土地利用計画図及び造成計画平面図に当該区域の位置を記入してください。</p> <p>3 急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地法第12条又は第13条の急傾斜地崩壊防止工事が完了していない場合や、急傾斜地崩壊防止工事が完了している場合であっても対策工事の上部に未対策の残斜面があるときは、土砂災害特別警戒区域が指定される場合があります。</p> <p>4 急傾斜地崩壊防止工事の状況については、神奈川県に確認し、市に報告してください。</p> <p>5 急傾斜地法第12条又は第13条の急傾斜地崩壊防止工事が完了していない場合には、崖崩れに対して開発区域が安全となるように対策施設の設置に努めてください。</p>	<p>3 急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地法第12条又は第13条の急傾斜地崩壊防止工事が完了していない場合や、急傾斜地崩壊防止工事が完了している場合であっても対策工事の上部に未対策の残斜面があるときは、土砂災害特別警戒区域が指定されている場合があります。<u>その場合は、2(1)土砂災害特別警戒区域内の土地を含む場合の規定も適用されます。</u></p> <p>4 急傾斜地崩壊防止工事の状況については、神奈川県に確認し、本市に報告してください。</p> <p>5 急傾斜地法第12条又は第13条の急傾斜地崩壊防止工事が完了していない場合には、崖崩れに対して開発区域が安全となるように対策施設の設置に努めてください。</p>	<p>改定案（2）【解説】 1に記載したため削除します。</p> <p>開発区域に急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害特別警戒区域が含まれた場合、(1)土砂災害特別警戒区域内の土地を含む場合の規定も適用されることを明記します。</p> <p>文言の統一。</p>

現行	改定案	備考
<b>第5章 排水施設に関する基準</b> <p>【法律】(略) 【政令】(略) 【省令】(略)</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 排水施設の設置 (省令第26条)</b></p> <p>(1) 排水設備の設置方法及び構造等  排水設備の設置方法、構造等は、公共の用に供する排水施設に準じて定めるとともに、下水道法施行令第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）及び横浜市下水道条例第3条（排水設備の接続方法）並びに同施行規則第3条、第4条（排水設備の技術上の基準及び施行方法）の規定に基づいて設置すること。<u>また、のり面保護等のため、のり肩、のり尻、石積天端及び石積下端にはU形側溝等を設けること。</u></p> <p>(2) 帰属する排水施設  排水施設を本市に帰属する場合は、第3項から第<u>12</u>項に基づき設置すること。</p>	<b>第5章 排水施設に関する基準</b> <p>【法律】(略) 【政令】(略) 【省令】(略)</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 排水施設の設置 (省令第26条)</b></p> <p>(1) 排水設備の設置方法及び構造等  排水設備の設置方法、構造等は、公共の用に供する排水施設に準じて定めるとともに、下水道法施行令第8条（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）及び横浜市下水道条例第3条（排水設備の接続方法）並びに同施行規則第3条、第4条（排水設備の技術上の基準及び施行方法）の規定に基づいて設置すること。</p> <p>(2) 帰属する排水施設  排水施設を本市に帰属する場合は、第3項から第<u>11</u>項に基づき設置すること。</p>	別章に同じ趣旨の規定があるため、削除します。
<p><b>4 管渠(きょ)施設の設計 (省令第22条)</b></p> <p>(1) 管渠(きょ)施設の設計基準  ア～ウ (略) エ 流速及び勾配  流速は一般に下流に行くに従って漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるように定めなければならない。 (ア)～(エ) (略)</p>	<p><b>4 管渠(きょ)施設の設計 (省令第22条)</b></p> <p>(1) 管渠(きょ)施設の設計基準  ア～ウ (略) エ 流速及び勾配  流速は一般に下流に行くに従って漸増させ、勾配は下流に行くに従い次第に緩くなるように定めなければならない。<u>なお、自然流下を原則とする。</u> (ア)～(エ) (略)</p>	原則とする流下方式を明記します。
<p><b>7 管渠(きょ)の接合 (政令第29条、省令第26条第5号)</b></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 管底接合  管底接合は、接合部において掃流力が減少し、管内に汚物が堆積しやすくなることから好ましくないが、同管径の接合又は既設管底が浅くて最少土被りが確保できない場合などに用いる方法である。人孔での損失水頭を考慮し、中間人孔で3センチメートル、一方から流入管がある会合人孔で5センチメートル、二方向から流入管がある会合人孔で10センチメートルの段差を<u>つける。</u></p> <p>(4) 段差接合  段差接合は、道路勾配が急な場合等に用いられる。流速の調整、最大土被り、その他の立地条件を考慮して人孔を設置して、段差をつけるものである。段差は原則として1.5メートルを超えてはならない。ただし、維持管理上支障がない構造とすればこの限りでない。なお、接合部の中心交角は90度を限度とする<u>ことが望ましい。</u></p>	<p><b>7 管渠(きょ)の接合 (政令第29条、省令第26条第5号)</b></p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 管底接合  管底接合は、接合部において掃流力が減少し、管内に汚物が堆積しやすくなることから好ましくないが、同管径の接合又は既設管底が浅くて最少土被りが確保できない場合などに用いる方法である。人孔での損失水頭を考慮し、中間人孔で3センチメートル、一方から流入管がある会合人孔で5センチメートル、二方向から流入管がある会合人孔で10センチメートルの段差を<u>つけるよう努めること。</u></p> <p>(4) 段差接合  段差接合は、道路勾配が急な場合等に用いられる。流速の調整、最大土被り、その他の立地条件を考慮して人孔を設置して、段差をつけるものである。段差は原則として1.5メートルを超えてはならない。ただし、維持管理上支障がない構造とすればこの限りでない。なお、接合部の中心交角は90度を限度とする<u>よう努めること。</u></p>	横浜市の下水道事業における「開削工法」の設計に適用する「横浜市下水道設計指針」に合わせ、努力規定とします。 (3)と表現を統一します。

現行	改定案	備考
<p><b>10 人孔（マンホール）（政令第29条、省令第26条第5号）</b></p> <p>(1)、(2)（略）            (3) 合流管及び污水管の人孔部で段差が60センチメートル以上 の場合は、副管を設けなければならない。            なお、雨水管の人孔部では、<u>副管</u>を使用しないのが通例である。            (4)（略）</p>	<p><b>10 人孔（マンホール）（政令第29条、省令第26条第5号）</b></p> <p>(1)、(2)（略）            (3) 合流管及び污水管の人孔部で段差が60センチメートル以上 の場合は、副管を設けなければならない。            なお、雨水管の人孔部では、<u>副管</u>を使用しないのが通例である。            (4)（略）</p>	錯誤。
<p><b>11 ます及び取付管（政令第29条、省令第26条第5号）</b></p> <p>(1)、(2)（略）            (3) 接続雨水浸透ます            接続雨水ますについては、地質、地形、地下水位、土地利用状況等を考慮し、浸透効果を期待できる区域において接続雨水浸透ますを<u>設置する。</u>            (4) ますの構造            雨水ます、集水ます及び接続ますは、「横浜市下水道設計標準図（管きょ編）」を原則とし、雨水接続ますにあっては、底部に深さ15センチメートル以上の泥溜めを、污水接続ますにあってはインバートを設けること。また、接続ますの深さは、横浜市下水道条例第3条（排水設備の接続方法）の規定に基づき、宅地内の排水設備を十分考慮して決定するとともに、次表に基づき接続ますの大きさを決定すること。</p>	<p><b>11 ます及び取付管（政令第29条、省令第26条第5号）</b></p> <p>(1)、(2)（略）            (3) 接続雨水浸透ます            接続雨水ますについては、地質、地形、地下水位、土地利用状況等を考慮し、浸透効果を期待できる区域において接続雨水浸透ますを<u>設置するよう努めること。</u>            (4) ますの構造            雨水ます、集水ます及び接続ますは、「横浜市下水道設計標準図（管きょ編）」を原則とし、雨水接続ますにあっては、底部に深さ15センチメートル以上の泥溜めを、污水接続ますにあってはインバートを設けること。また、接続ますの深さは、横浜市下水道条例第3条（排水設備の接続方法）の規定に基づき、宅地内の排水設備を十分考慮して決定するとともに、次表に基づき接続ますの大きさを決定すること。</p>	接続雨水浸透ますの設置について、運用の実情に合わせ、努力規定とします。

表 ますの大きさ

ますの深さ (cm) [雨水ますの場合は泥溜めを除いた深さ]	ますの内径又は内のり幅 (cm)	
	取付管に接続するます	その他のます
30 以上 60 未満	—	24 以上
60 以上 90 未満	45 以上	40 以上
90 以上 120 未満	60 以上	60 以上
120 以上 150 未満	70 以上	70 以上

表-1 ますの大きさ（コンクリートます又は人孔）

ますの深さ (cm) [雨水ますの場合は泥溜めを除いた深さ]	ますの内径又は内のり幅 (cm)	
	取付管に接続するます	その他のます
30 以上 60 未満	—	24 以上
60 以上 90 未満	45 以上	40 以上
90 以上 120 未満	60 以上	60 以上
120 以上 150 未満	70 以上	70 以上
150 以上	90 以上	90 以上

表-2 ますの大きさ（合成樹脂ます）

ますの深さ (cm) [雨水ますの場合は泥溜めを除いた深さ]	ますの内径又は内のり幅 (cm)
100 以下	20 以上
100 を超え 150 未満	30 以上

表を追加し、附番します。

現行の表は、コンクリートます又は人孔が対象であることを明記します。

「横浜市下水道設計指針」に合わせ、ますの深さ 150 cm 以上の場合について、表を追加します。

横浜市下水道設計標準図（管きょ編）の樹脂製接続ます施工標準図に合わせて、合成樹脂ますを対象とする表を追加します。

現行	改定案	備考
<b>12 開渠の算定</b> （政令第 26 条、省令第 22 条）	<b>13 開渠の設計</b> （政令第 26 条、省令第 22 条）	開渠の基準は原則として水路のみに適用するものであるため、現行の第 12 項から第 13 項に変更します。 現行第 13 項「遊水池等の設置基準」は、下水道に適用するものであるため、第 12 項に変更し、下水道に適用する基準を第 3 項から第 12 項まで一連して掲載します。
<b>(1) 計画下水量</b> 計画下水量は計画雨水量とする。	<b>(1) 適用</b> <u>この基準は、既存水路の改変及び水路の新設について適用する。</u> <b>(2) 開渠の種類</b> 開渠の種類は、 <u>鉄筋コンクリート水路（U字溝を含む）</u> 、 <u>鉄筋コンクリート組立柵渠</u> 、 <u>護岸（石積み及びコンクリートブロック積み）</u> 等を用いなければならない。	基準の適用対象を明記します。 現行(5)から改定案(2)に掲載箇所を変更します。 開渠の種類について、鉄筋コンクリートU字溝を、鉄筋コンクリート水路（U字溝を含む）と変更します。併せて、河川法第 3 条第 2 項に河川管理施設と規定されている「護岸」を追加します。号ずれ。
<b>(2) 余裕高</b> 余裕高は、原則として開渠の深さの 0.2 倍以上とする。ただし、当該余裕高が 0.6 メートルを超える場合には、0.6 メートルとする。	<b>(3) 計画下水量</b> 計画下水量は計画雨水量とする。 <b>(4) 断面設計</b> <u>水路の</u> 余裕高は、原則として開渠の深さの 0.2 倍以上とする。ただし、当該余裕高が 0.6 メートルを超える場合には、0.6 メートルとする。 <u>また、水路断面は現況水路と同等以上の断面確保を原則とするが、対象流域の流量及び現況水路の流下能力を満たす等、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</u>	標題を記載内容に則して変更します。 説明を補足します。 水路の断面設計において、原則として現況水路と同等以上とすること及びただし書きを規定します。

現行	改定案	備考
<p>(3) 開渠の流量計算</p> <p>流量の計算には、次式を用いる</p> $Q = A \cdot v$ $v = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ (マニング公式) <p>Q : 流下量 (m<sup>3</sup>/sec)      R : 径深 (A/P) (m)            v : 流速 (m/sec)      P : 流水の潤辺長 (m)            A : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>)      I : 勾配 (分数又は小数)            n : 粗度係数 ; <u>コンクリート底面、石積み側面</u> : 0.025  <u>コンクリート底面、側壁コンクリート</u> : 0.014  <u>鉄筋コンクリート組立柵渠</u> : 0.018</p>	<p>(5) 流速及び勾配</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(6) 開渠の流量計算</p> <p>流量の計算には、次式を用いる</p> $Q = A \cdot v$ $v = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$ (マニング公式) <p>Q : 流下量 (m<sup>3</sup>/sec)      R : 径深 (A/P) (m)            v : 流速 (m/sec)      P : 流水の潤辺長 (m)            A : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>)      I : 勾配 (分数又は小数)            n : 粗度係数 ; <u>鉄筋コンクリート水路 (コンクリート底面、側壁コンクリート)</u> : 0.014  <u>鉄筋コンクリート組立柵渠</u> : 0.018  <u>護岸 (コンクリート底面、石積み側面)</u> : 0.025  <u>護岸 (コンクリートブロック積み側面、コンクリート底面)</u> : 0.024  <u>U字溝</u> : 0.013</p>	現行(4)から改定案(5)に掲載箇所を変更します。 号ずれ。
<p>(4) 流速及び勾配</p> <p>ア～ウ (略)</p>		粗度係数について、開渠の種類に合わせた名称変更及び項目の追加を行います。
<p>(5) 開渠の種類</p> <p>開渠の種類は、<u>鉄筋コンクリートU字溝</u>、<u>鉄筋コンクリート組立柵渠</u>、<u>コンクリートブロック積み等</u>を用いなければならない。</p>		数値は、国土交通省水管理・国土保全局が定めた河川砂防技術基準に合わせて、護岸 (コンクリートブロック積み側面、コンクリート底面) は 0.024、U字溝は、0.013 と設定します。
<p><u>13 遊水池等の設置基準 (政令第 26 条第 2 号)</u></p> <p>以下略</p>	<p><u>12 遊水池等の設置基準 (政令第 26 条第 2 号)</u></p> <p>以下略</p>	現行第 13 項から改定案第 12 項に掲載箇所を変更します。

現行	改定案	備考
<p><b>【公共施設管理者の基準】排水施設の整備基準 <a href="#">(環境創造局管路保全課)</a></b></p> <p>1、2（略）</p>	<p><b>【公共施設管理者の基準】排水施設の整備基準</b></p> <p>1、2（略）</p>	他章の表記と合わせるため、課名を削除します。
<p><b>3 帰属する排水施設</b></p> <p>帰属する排水施設の規格、構造の細目については、次の<u>図集及び仕様書</u>を準用する。</p> <p>(1) 横浜市下水道設計標準図（管きよ編）            (2) 土木工事共通仕様書</p>	<p><b>3 帰属する排水施設</b></p> <p>帰属する排水施設の規格、構造の細目については、次の<u>指針等</u>を準用する。</p> <p>(1) <a href="#">横浜市下水道計画指針</a>            (2) <a href="#">横浜市下水道設計指針</a>            (3) 横浜市下水道設計標準図（管きよ編）            (4) 土木工事共通仕様書            (5) <a href="#">横浜市下水道耐震設計指針</a></p>	帰属する排水施設に準用する指針等について、現在運用しているものを追加します。
<p>4～5（略）</p> <p><b>【公共施設管理者の基準】河川又は水路の整備基準 <a href="#">(道路局河川管理課)</a></b></p> <p>1、2（略）</p>	<p>4～5（略）</p> <p><b>【公共施設管理者の基準】河川又は水路の整備基準</b></p> <p>1、2（略）</p>	他章の表記と合わせるため、課名を削除します。

現行	改定案	備考
<p><b>第7章 公益的施設に関する基準</b></p> <p>【法律】(略) 【政令】(略) 【条例】(略)</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 ごみ収集場の設置基準（政令第27条、条例第32条）</b></p> <p>ごみ収集場の設置場所、規模、配置、形状及び構造に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>ア ガードレールや<u>著しい段差等</u>がなく、ごみ収集作業が<u>容易</u>に行える場所であること。  イ ごみ収集場の敷地内及びその前面付近に、障害物（電信柱、掲示板類）がない場所であること。  ウ 縦断勾配が9パーセント以下の道路に面した場所であること。ただし、市長が周辺の状況によりやむを得ないと判断した場合においては、この限りでない。  エ 見通しの悪い場所を避けた<u>場所</u>であること。  オ 袋路状道路に面した場所でないこと。ただし、当該袋路状道路に転回広場が設置されている場合においては、この限りでない。  カ 道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れて、ごみ収集車両が収集作業をすることができる等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>第7章 公益的施設に関する基準</b></p> <p>【法律】(略) 【政令】(略) 【条例】(略)</p> <p>1 (略)</p> <p><b>2 ごみ収集場の設置基準（政令第27条、条例第32条）</b></p> <p>ごみ収集場の設置場所、規模、配置、形状及び構造に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>ア ガードレールや<u>階段等の著しい段差</u>がなく、ごみ収集作業が<u>安全</u>に行える場所であること。  イ ごみ収集場の敷地内及びその前面付近に、障害物（電信柱、掲示板類）がない場所であること。  ウ 縦断勾配が9パーセント以下の道路に面した場所であること。ただし、市長が周辺の状況によりやむを得ないと判断した場合においては、この限りでない。  エ 見通しの悪い場所を避けた<u>位置</u>であること。  オ 袋路状道路に面した場所でないこと。ただし、当該袋路状道路に転回広場が設置されている場合においては、この限りでない。  カ 道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れて、ごみ収集車両が収集作業をすることができる等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>本市がごみ集積場所の設置に関して必要事項を定める「ごみ集積場所設置基準」の文言と整合させるため、2(1)のア及びエを変更します。</p>

現行	改定案	備考
<p><b>第11章 申請者の資力信用に関する基準</b></p> <p>【法律】(略) 【政令】(略)</p> <p><b>1 申請者の資力及び信用（法第33条第1項第12号）</b></p> <p>申請者は、当該開発行為を行うために次の全ての要件を満足すること。ただし、非自己用又は1ヘクタール以上の自己の業務用に限る。</p> <p>(1) 開発行為を完了させる資力を有すること。</p> <p>(2) 開発行為を完了するまでの期間の資金計画が明確に立てられており、資金計画書の自己資金及び借入金の記載の裏付けとなる証明書等があること。</p> <p>(3) 所得税、法人税等の申告義務を果たしており、かつ、所得税、法人税等を滞納していないこと。</p> <p>(4) 都市計画法等の法律を遵守して開発行為を行うことについて、信用を有すること。</p>	<p><b>第11章 申請者の資力信用に関する基準</b></p> <p>【法律】(略) 【政令】(略)</p> <p><b>1 申請者の資力及び信用（法第33条第1項第12号）</b></p> <p>申請者は、当該開発行為を行うために次の全ての要件を満足すること。ただし、非自己用又は1ヘクタール以上の自己の業務用に限る。</p> <p>(1) 開発行為を完了させる資力を有すること。</p> <p>(2) 開発行為を完了するまでの期間の資金計画が明確に立てられており、資金計画書の自己資金及び借入金として記載される金額の裏付けとなる証明書があること。<u>なお、証明書は次のア、イとする。</u></p> <p>ア 金融機関が発行する残高証明書（自己資金の場合） イ 金融機関等が発行する融資証明書（借入金の場合）</p> <p>(3) 所得税、法人税等の申告義務を果たしており、かつ、所得税、法人税等を滞納していないこと。</p> <p>(4) 都市計画法等の法律を遵守して開発行為を行うことについて、信用を有すること</p> <p><u>附則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 改定後の申請者の資力信用に関する基準は、令和4年4月1日から適用する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 改定後の申請者の資力信用に関する基準は、施行日以後に行った都市計画法（以下「法」という。）第29条第1項本文許可又は資金計画を変更する法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請に適用し、施行日前に行った法第29条第1項本文許可又は法第35条の2第1項本文の変更の許可の申請については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>【解説】</u></p> <p><u>1 (2)に規定する証明書は、申請者の名義であるものとします。</u> <u>ただし、申請者が会社法第2条第3号の子会社に該当し、同条第4号の親会社を通じて資金を移動している場合は、その親会社名義の証明書とすることができます。</u></p> <p><u>2 (2)イの融資証明書には、以下の内容を明記してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該開発行為の資金であること</li> <li>・開発区域の地名、地番</li> <li>・融資時期（工事着手までに融資が開始されること）</li> </ul> <p><u>3 (2)イの融資証明書について、融資元が金融機関でない場合は、当該融資証明書に融資元の実印を押印し、印鑑証明書及び融資元の預金残高証明書を添付してください。</u></p>	<p>資金計画書の裏付けとなる証明書の種類を規定します。</p> <p>基準改定に係る経過措置を、附則に規定します。</p> <p>解説1で、(2)の証明書が申請者の名義のものであることを規定し、併せて申請者が会社法の子会社に該当する場合は、親会社名義の証明書とすることを認める規定を追加します。</p> <p>手続編第3章第1節第2項第1号のNo.5（資金計画書）の内容と整合させるため、解説2、3を追加します。</p>

「都市計画法による開発許可の手引」手続編 新旧対照表 （傍線は改定箇所）

現行				改定案				備考																									
<b>第3章 開発許可の申請から完了公告までの手続</b>				<b>第3章 開発許可の申請から完了公告までの手続</b>																													
<b>第1節 許可申請から許可までの手続</b>				<b>第1節 許可申請から許可までの手続</b>																													
1 許可申請（法第30条）（略）				1 許可申請（法第30条）（略）																													
2 許可申請に必要な図書等				2 許可申請に必要な図書等																													
(1) 開発許可申請に必要な書類（市街化区域、市街化調整区域共通） 開発許可申請に必要な書類について詳しくは、許可の事務担当窓口（建築局調整区域課）に、相談してください。				(1) 開発許可申請に必要な書類（市街化区域、市街化調整区域共通） 開発許可申請に必要な書類について詳しくは、許可の事務担当窓口（建築局調整区域課）に、相談してください。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>書類の名称</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">【添付する証明書類等の注意事項】 ・添付する証明書類等は、原本（申請時から3か月以内に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。</td></tr> <tr> <td>1 ～ 4 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>				No.	書類の名称	内容	備考	【添付する証明書類等の注意事項】 ・添付する証明書類等は、原本（申請時から3か月以内に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。				1 ～ 4 (略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>書類の名称</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">【添付する証明書類等の注意事項】 ・添付する証明書類等は、原本（申請時から3か月以内に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。</td></tr> <tr> <td>1 ～ 4 (略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>				No.	書類の名称	内容	備考	【添付する証明書類等の注意事項】 ・添付する証明書類等は、原本（申請時から3か月以内に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。				1 ～ 4 (略)	(略)	(略)	(略)		
No.	書類の名称	内容	備考																														
【添付する証明書類等の注意事項】 ・添付する証明書類等は、原本（申請時から3か月以内に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。																																	
1 ～ 4 (略)	(略)	(略)	(略)																														
No.	書類の名称	内容	備考																														
【添付する証明書類等の注意事項】 ・添付する証明書類等は、原本（申請時から3か月以内に発行されたもの、かつ、最新の内容であるもの）に限ります。																																	
1 ～ 4 (略)	(略)	(略)	(略)																														
5 資金計画書（※） 1 収支計画（※） 2 年度別資金計画（※）  ◇添付書類 ・預金残高証明書（自己資金の場合） ・融資証明書（借入金の場合）  ・融資元が金融機関でない場合は、融資証明書に融資元の実印を押印し、印鑑証明書及び預金残高証明書を添付してください。				5 資金計画書（※） 1 収支計画（※） 2 年度別資金計画（※）  ◇添付書類 ・金融機関が発行する残高証明書（自己資金の場合） ・金融機関等が発行する融資証明書（借入金の場合）  ・融資元が金融機関でない場合は、融資証明書に融資元の実印を押印し、印鑑証明書及び融資元の預金残高証明書を添付してください。					開発区域の面積が0.1ha未満の場合は残高証明書及び融資証明書の提出を不要とする規定を削除します。  添付書類の証明書について、発行元に関する文言を追加します。																								
6～11（略） (以下略)				6～11（略） (以下略)				融資元が金融機関でない場合に添付する、残高証明書の名義を明確にします。																									